

## 第 8 章 雑則

### 第 4 9 条 委任

(委任)

第 4 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

#### 【解説】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項を、市長が規則や要綱等により別に定めることを規定しています。

このうち、規則において別に定める事項としては、例えば、第 2 条に定める「子どもの定義」に関する事項、第 33 条から第 44 条に定める「札幌市子どもの権利救済委員」に関する事項、第 7 章に定める「札幌市子どもの権利委員会」に関する事項などが挙げられます。